

配管工事材料仕様書

1. 適用範囲

この仕様書は、松山市公営企業局（以下「局」という。）が発注する水道施設工事において、受注者が調達し使用する資機材等（以下「配管材料」という。）及び給水装置に適用する。

2. 規格

配管材料は、契約図書に品質規格を特に明示した場合を除き、承認配管材料仕様一覧表（別表1）に基づき製作されたものであること。また、給水装置は、給水条例第8条第1項に基づき管理者が指定する材料（松山市公営企業局 給水装置工事施工基準 表4.1）であること。

3. 配管材料の有効期限

配管材料の有効期限は、日本水道協会の検査年月の当月1日から3年間とする。ただし、ゴム製品については、検査年月の当月1日から1年間とする。なお、給水装置については、有効期限を設けないものとする。

4. 配管材料管理責任者及び給水装置工事主任技術者

- (1) 受注者は、配管材料及び給水装置を調達し使用する水道施設工事においては、配管材料の管理、並びに撤去管等の発生品の保管、搬入等を適正に行うことを目的とした「配管材料管理責任者」、給水装置の構造及び材質が法第十六条の規定に基づき政令で定める基準に適合していることの確認を目的とした「給水装置工事主任技術者」をそれぞれ配置しなければならない。
- (2) 受注者は、前号に掲げる者を定めた場合は、「配管材料管理責任者届」及び「給水装置工事主任技術者届」をもって局に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
- (3) 配管材料管理責任者は、配管材料使用計画及び在庫管理、撤去管等の発生品の管理等について責任をもって行うものとする。
- (4) 配管材料管理責任者及び給水装置主任技術者は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人と兼任できるものとする。また、配管材料管理責任者と給水装置主任技術者も兼任できるものとする。

5. 配管材料及び給水装置の調達

- (1) 受注者は、設計図書及び現地調査に基づき「配管材料使用届」（給水装置含む）を監督員に提出すること。調達材料に変更が生じた場合も同様とする。
- (2) 受注者は、工程表に従い工事進捗に支障のないよう、本仕様書に基づき配管材料及び給水装置を調達すること。

6. 配管材料及び給水装置の検査

- (1) 受注者は、監督員による配管材料及び給水装置の検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、検査に先立ち配管材料が社団法人日本水道協会の実施する検査におい

て合格した有効期限以内の製品であることを確認し、必要事項を記載した「配管材料確認届」を監督員に提出すること。調達材料に変更が生じた場合も同様とする。

- (3) 検査は、書類による検査（「配管材料確認届」（給水装置含む）の確認、材料保管場所の確認）と保管場所等における現品検査（検査刻印、給水装置は認証マーク、外面塗装、内面塗装、保管状況等）を行うものとする。
- (4) 現品検査は、現場代理人、主任技術者、若しくは配管材料管理責任者又は給水装置主任技術者が立ち会わなければならない。
- (5) 受注者は、配管材料について速やかに社団法人日本水道協会が実施する検査に合格した製品であることを製造会社が証明する書面「受検証明書」を提出しなければならない。ただし、予定価格（税込）が200万円以下の工事については、監督員が指示する場合を除き、「受験証明書」の提出を省略することができる。

7. 配管材料及び給水装置の管理

- (1) 受注者は、配管材料及び給水装置の検査において、不合格となった材料は、速やかに材料保管場所から搬出しなければならない。
- (2) 受注者は、配管材料及び給水装置の管理に当たっては、その機能を損なわないようゴム類や内面エポキシ樹脂粉体塗装面に直接日光に当てないようにするとともに、管類の受口及び挿し口をキャップ等で保護する等、保管方法に十分注意しなければならない。

8. 本仕様書に定める規格以外の配管材料

本仕様書に定める規格以外の配管材料を必要とする場合は、図面及び仕様等を添付した「使用材料届」を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

9. 疑義

以上の事項に該当しない疑義については、協議のうえ決定するものとする。

付 則

(施行期日)

この仕様書は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この仕様書は、平成26年4月25日から施行する。

付 則

この仕様書は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この仕様書は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この仕様書は、令和6年11月19日から施行する。

付 則

この仕様書は、令和8年4月1日から施行する。

承認配管材料仕様一覧表(別表1)

配管材料関係 (1)

名称	規格	形式	呼び径 (mm)	内面塗装	外面塗装	検査機関	備考				
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113	K形(1種)	75～350	水道用ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料	日本水道協会					
		K形(2種)	400～1000								
		K形(3種)	75～1000					JWWA A 113			
		NS形(1種)	75～450								
		NS形(3種)	75～450								
		NS形(S種)	500～1000								
		K形(1種)	75～350	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	JWWA K 139						
		K形(2種)	400～1000								
		K形(3種)	75～1000					JWWA G 112			
		NS形(1種)	75～450								
		NS形(3種)	75～450								
		NS形(S種)	500～1000								
		水道用GX形ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 120	GX形(S種)	75～300			水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	外面耐食塗装 JDPA G 1049 付属書 B		
				GX形(1種)	75～300						
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	K形	75～1000	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料						
		NS形	75～1000								
		フランジ形	75～600					JWWA G 112	JWWA K 139		
水道用GX形ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 121	GX形	75～300	外面耐食塗装 JDPA G 1049 付属書 B							
水道配水用 ポリエチレン管	JWWA K 144		50～100								
水道配水用 ポリエチレン管継手	JWWA K 145		50～100								

配管材料関係（2）

承認配管材料仕様一覧表(別表1)

名称	規格	形式	呼び径 (mm)	内面塗装	外面塗装	検査機関	備考
水道用ステンレス鋼鋼管	JWWA G 115		80A以上	設計図書で指定したもの	設計図書で指定したもの	日本水道協会	
水道用ステンレス鋼鋼管継手	JWWA G 116						
水道用塗覆装鋼管	JWWA G 117						
水道用塗覆装鋼管の異形管	JWWA G 118						
水道用硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742		75～150				
水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	JIS K 6743						
水道用コム輪形硬質ポリ塩化ビニル管	JWWA K 129						
水道用コム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手	JWWA K 130						
ダクタイル鋳鉄製 ロックベント	製品指定	NS形	75～200				
ダクタイル鋳鉄製 ロックベント	製品指定	GX形	75～200				
ダクタイル鋳鉄管異形継輪	製品指定	K形	75～300				
ダクタイル鋳鉄管挿口用帽	製品指定	K形	75～600				
		NS形	75～450				
ダクタイル鋳鉄管受口用栓	製品指定	NS形	75～250				
		GX形	75～300				
ダクタイル鋳鉄製割丁字管 (不断水)	製品指定		75～				
ダクタイル鋳鉄製ボール式 伸縮可とう管	製品指定		75～1000				
水道配水用ポリエチレン管 継手 (FCD製)	製品指定		50～100				
水道配水用ポリエチレン管 金属継手おねじ付ソケット (鉛レス青銅铸件)	製品指定 <small>(POLITEC協会規格)</small>		50～100				
水道配水用ポリエチレン管 フランジ付T字管	製品指定		50～				

承認配管材料仕様一覧表(別表1)

接合部品関係 (1)

名称	規格	形式	呼び径 (mm)	接合部品名				備考
				I 類	II 類	III 類	IV 類	
水道用ダクタイル鋳鉄管用 接合部品	JWWA G 113・114	K形	75～	押輪	T頭ボルト・ナット	ゴム輪	—	
		NS形	75～450	押輪, ロックリング, ライク, 屈曲防止リ ンク, 切管用挿 しロリング (リ ベットタイ, タッピ ンネジタイ)	T頭ボルト・ナット, セットボルト	ゴム輪, ロックリ ンク心出し用ゴ ム, ライク心出 し用ゴム	バックアップリ ンク	
		フランジ形	75～	—	六角ボルト・ナット	ガasket	—	
	JWWA G 120・121	NS形	500～1000	押輪, ロックリング, ライク, 切管用挿 しロリング	軽量T頭ボルト・ ナット	ゴム輪	バックアップリ ンク, ライク心出し用 ボルト	
		GX形	75～300	押輪, P-Link, G-Link, ロックリ ンク, ライク, 切管用 挿しロリング	T頭ボルト・ナット, 六角ボルト・ナット	ゴム輪(直管 用・P-Link 用), ゴム輪(異形管 用) GF形ガasket	ロックリングホル ダ, ライクポート	
JDPA G 1042-2 付属書A	NS-E種	75～100	押輪, N-Link, ロックリ ンク (直管用) (継ぎ輪用) (異形管用) ライク	T頭ボルト・ナット, 六角ボルト・ナット	ゴム輪(直管 用), ゴム輪(異形管 用) GF形ガasket	ロックリングホル ダ, ライクポート, 樹脂リンク		

接合部品関係 (2)

名称	規格	形式	呼び径 (mm)	内面塗装	外面塗装	検査機関	備考	
ダクタイル鋳鉄管用 離脱防止金具	製品指定	K形	75～			日本水道協会		
	製品指定	NS形	75～					
	製品指定	GX形	75～300					
塩化ビニル管用 離脱防止金具	製品指定	RR形	50～					
	製品指定	TS形	50～					
特殊接合継手 (FCD製)	製品指定	VP×SP	50～					
	製品指定	VP×鋳鉄	50～					
	製品指定	鋳鉄×ACP	50～					
塩ビ管接合継手 (FCD製)	製品指定		50～					

承認配管材料仕様一覧表(別表1)

弁栓等 (1)

名称	規格	形式	呼び径 (mm)	内面塗装	外面塗装	検査機関	備考
水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	フランジ形	50～350	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 又はエポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 準拠 外面耐食塗装 JDPA G 1049 付属書 B エポキシ樹脂粉体塗装 又はエポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 準拠	日本水道協会	
	JWWA B 120 (準拠)	K形	75～350				
	JWWA B 120 (準拠)	NS形	75～350				
	JWWA B 120 (準拠)	GX形 (両受)	75～300				
	JWWA B 120 (準拠)	GX形 (受挿)	75～300				
水道配水用ポリエチレン挿し口付ソフトシール仕切弁	製品指定 (POLITEC協会規格)	HPPE融着 (両挿)	50～100				
水道配水用ポリエチレンメカニカル型ソフトシール仕切弁	製品指定	HPPE (両受)	50～100				
水道用バタフライ弁	JWWA B 138 製品指定	フランジ形	400～1000		水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 又はエポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 準拠		
	JWWA B 138 (準拠) 製品指定	フランジ形 (弁体離脱構造)	400～1000				
	JWWA B 138 (準拠) 製品指定	フランジ形 (センターキャップ式)	400～1000				
	JWWA B 138 (準拠) 製品指定	NS形 (センターキャップ式)	400～1000				

弁栓等（2）

承認配管材料仕様一覧表(別表1)

名称	規格	形式	呼び径 (mm)	内面塗装	外面塗装	検査機関	備考
水道用地下式消火栓	JWWA B 103 製品指定	単口	75	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 又はエポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 準拠	日本水道協会	
	JWWA B 103 製品指定	双口	100				
	JWWA B 135 製品指定	ボール式	75				
	製品指定	空気弁付 単口	75				
水道用補修弁	JWWA B 126	レバー式 ボール弁	75～100				
水道用急速空気弁	JWWA B 137 (準拠) 製品指定	小型	13～25	水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 又はエポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 準拠		
	JWWA B 137 (準拠) 製品指定	急速型	25～100				
	JWWA B 137 (準拠) 製品指定	不凍 急排気型	25～100				